

美濃加茂市 病児保育のご案内

病児保育とは

風邪やその他の疾病にかかり、回復期に至らないが、当面症状の急変が認められない場合、その病気が完全に治癒するまでの間、専門の病児保育室でその子の生活リズムや体調に合わせてゆったりと過ごすことで、無理なく体力を取り戻せるという子どもの立場にたった保育です。

病児保育の目的

乳幼児や児童をかかえる共働き世帯や母子・父子家庭など児童等が急に体調不良になったときや、集団保育の困難な時期に家庭で育児ができない場合に、一時的に保育・看護を行うことにより、子育てと就労の両立を支援することを目的とします。

対象児童

- 市内在住の乳幼児（「プーさんの部屋」は生後2ヶ月から「たんぽぽ」は生後11ヶ月から）から小学6年生までのお子さん（岐阜市・関市・各務原市・可児市・坂祝町・八百津町・川辺町在住の方も利用することができます。）
- 病気の回復期に至らないが当面急変が認められない児童
- 保護者が勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由により家庭で保育が困難な児童
- かかりつけの医師がこの施設の利用を認めている児童

実施場所

- 病児保育園「プーさんの部屋」 TEL 0574-66-1357

美濃加茂市健康のまち1丁目7番地 中部国際医療センター「トムジェリ保育園」内

- 病児保育室「たんぽぽ」 TEL 0574-28-1225

美濃加茂市太田町2817番地1 「あゆみ保育所」2階

定員 「プーさんの部屋」…1日4名程度 / 「たんぽぽ」…1日3名程度

利用日時

平日 「プーさんの部屋」…午前8時～午後6時

「たんぽぽ」……………午前8時～午後6時30分

土曜日 午前8時～午後5時

※日曜日、祝日、年末年始などの病児保育園（室）の休業日はお休みです。

※また、病児保育園（室）の都合によりお預かりできない日があります。

利用料 1人1日 2,000円

（美濃加茂市で住民登録されている児童に限り、3人以上の児童を養育されている方は、利用料の免除制度があります。）

利用方法

1 利用者登録をする

事前に、美濃加茂市役所子育て支援課（TEL 0574-66-1380）利用者登録をしてください。

2 予約をする

利用日の前日（前日が休日の場合は、その休日の前日）の午後4時30分までに、施設へ登録番号をお伝えの上、電話で予約をしてください。

※緊急利用の場合…登録については子育て支援課へ。利用については各施設へご相談ください。

3 利用当日

※医師連絡票（受診時病院が記入）と病児保育事業利用申込書（事前に保護者が記入）を提出してください。※医師連絡票は事前（前日）にご用意ください。

持ち物

● 乳児：哺乳瓶・ミルク・離乳食・バスタオル2枚・着替え・下着・オムツ・好きな玩具など

● 幼児：弁当（昼食）・バスタオル2枚・タオル・着替え・下着・歯ブラシ・好きな玩具など

※「たんぼぽ」では、食物アレルギーのあるお子さんと離乳食以外のお子さんについて、希望される方は1食100円にて給食をご用意できます。予約の際にお申込みください。なお、給食代は当日払いになります。

美濃加茂市の方は、岐阜市、関市、各務原市、可児市、坂祝町、八百津町、川辺町の施設も利用することができます。利用方法は、各施設に直接お問い合わせください。（各市町で手続きが必要になります。）

その他

● 利用者登録時に必要な物

申請者の確認ができるもの（運転免許証等）・母子手帳

● 利用料の支払いについて

利用月の翌月に、市から納付書を送付させていただきます。納期限までに市役所・各連絡所（太田連絡所を除く）及び、市内金融機関にてお支払いください。※当日、施設に支払うことはできません。

岐阜市、関市、各務原市、可児市、坂祝町、八百津町、川辺町にお住まいの方の施設利用について

● 美濃加茂市の施設を利用することができます。（事前に美濃加茂市で利用者登録が必要）

● 申請時に、免許証等で住所地を確認させていただきます。